

諮詢の概要

1 「疾病、傷害及び死因の統計分類」とは

(1) 「疾病、傷害及び死因の統計分類」（以下「本分類」という。）は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準（※）である。

※「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項）である。

(2) 本分類は、世界保健機関（以下「WHO」という。）が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（以下「ICD」という。）に準拠して作成・変更されており、これにより公的統計の国際比較可能性の向上を図っている。昭和 26 年 4 月に初めて設定され、これまで、ICD の改訂等を受けた 6 回の大規模な変更に加え、数次の変更が行われている。

(3) 現行の本分類は、WHO の世界保健総会で採択された「第 10 回改訂分類（ICD-10）」を一部修正した「ICD-10（2013 年版）」に準拠したものであり、統計委員会答申（平成 26 年 12 月 8 日府統委第 124 号）を経て、統計法第 28 条第 3 項の規定に基づき、同法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として、平成 27 年総務省告示第 35 号により告示したものである。

(4) 本分類は医学に関する高度に専門的な内容であるため、変更に当たっては、従前から、厚生労働省において、厚生労働省社会保障審議会の答申をもって分類表の改定案を取りまとめており、今回の分類の変更案についても同様の手順を経ている。

2 今回諮詢の理由

本分類については、第 220 回統計委員会（令和 7 年 8 月 26 日）において変更案を諮詢し、第 20 回統計基準部会（令和 7 年 9 月 2 日）での審議を経た後、第 221 回統計委員会（令和 7 年 9 月 29 日）において「諮詢のとおり、変更して差し支えない。」との答申がなされたところであるが（今回諮詢時点で未公布・未施行）、その後、厚生労働省より、基本分類表の一部項目に改正を要する旨の通知があつたことを踏まえ、同改正内容を今後公布・施行予定の変更案に反映させることについて、統計法第 28 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める必要があるため。

3 改正の概要

改正の概要（修正箇所及び修正理由）は、資料 5－2 のとおり。